

佐賀県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古川康

◎佐賀県条例第十号

佐賀県立自然公園条例の一部を改正する条例

佐賀県立自然公園条例（昭和三十三年佐賀県条例第五十号）の一部を次のよう
に改正する。

目次中

「第二章 指定、公園計画及び公園事業（第五条—第十二条）

第三章 保護及び利用（第十三条—第二十七条）

第四章 風景地保護協定（第二十八条—第三十三条）

第五章 公園管理団体（第三十四条—第三十九条）

第六章 雜則（第四十条・第四十一条）

第七章 罰則（第四十二条—第四十八条）

「第二章 指定（第五条・第六条）

第三章 公園計画（第七条・第八条）

第四章 公園事業（第九条—第十三条）

第五章 保護及び利用（第十四条—第二十八条）

第六章 風景地保護協定（第二十九条—第三十四条）

第七章 公園管理団体（第三十五条—第四十条）

第八章 雜則（第四十一条・第四十二条）

第九章 罰則（第四十三条—第四十九条）

「第二章 指定、公園計画及び公園事業」を「第二章 指定」に改める。

第六条の次に次の章名を付する。

第三章 公園計画

第七条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第二項を削り、同条第三項
中「又は公園事業」を削り、「公示しなければ」を「公示し、かつ、その公園計
画を一般の閲覧に供しなければ」に改め、同項を同条第二項とする。

第八条の見出しを「（公園計画の廃止又は変更）」に改め、同条第二項を次の
ように改め、同条第三項を削る。

2 前条第二項の規定は、公園計画の廃止又は変更について準用する。

第四十八条中「第十五条第六項」を「第十六条第六項」に改め、同条を第四
十九条とする。

第四十七条中「その法人、又は」を「、その法人又は」に、「第四十二条、第四十三条、第四十五条」を「第四十三条、第四十四条、第四十六条」に改め、同条を第四十八条とする。

第四十六条第一号中「第十五条第五項」を「第十六条第五項」に改め、同条第二号中「第十八条第四項」を「第十九条第四項」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第四号中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第五号中「第二二十三条第五項」を「第二十四条第五項」に改め、同条第六号中「第二十五条第一項」を「第二十六号第一項」に改め、同条第七号中「第二十五条第二項」を「第二十六号第二項」に改め、同条第八号中「第二十七条第一項第一号」を「第二十八号第一項第一号」に改め、同条第九号中「第二十七号第二項」を「第二二十八号第二項」に改め、同条第十号中「第四十条第五項」を「第四十二条第五項」に改め、同条を第四十七条とする。

第四十五条中「第二十三条第二項又は第三十七条」を「第二十四条第二項又は第三十八条」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十四条中「第十九条」を「第二十条」に改め、同条を第四十五条とする。
第四十三条第一号中「第十三条第四項又は第十四条第三項」を「第十四条第四項又は第十五条第三項」に改め、同条第二号中「第十五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第三号中「第二十二条」を「第二十三条」に、「付せられた」を「付された」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十二条中「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第四十三条とする。

第七章を第九章とする。

第四十一条第一項中「第十三条第四項」を「、第十四条第四項」に、「第二十二条」を「第二十三条」に、「付せられた」を「付された」に、「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に、「通常」を「、通常」に改め、同条第二项中「県は」を「県は、」に、「指定」を「指定、」に、「通常」を「、通常」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十条第一項中「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ」を「立ち入り」に、「かき」を「垣」に、「その他、他の」を「その他の」に改め、同条第二項中「当該職員をして」を「その職員に」に、「この条において以下」を「。以下この条において」に、「かき」を「垣」に、「、その旨」を「その旨」

に改め、同条第三項中「職員は」を「職員は、」に、「かき」を「垣」に改め、同条第四項中「第二十五条第五項の規定は」を「第二十六条第五項の規定は、」に改め、同条第五項中「、占有者」を「占有者」に、「かき」を「垣」に、「所有者は」を「所有者は、」に、「限り」を「限り、」に、「立入」を「立入り」に改め、同条を第四十一条とする。

第六章を第八章とする。

第三十九条を第四十条とし、第三十四条から第三十八条までを一条ずつ繰り下げる。

第五章を第七章とする。

第三十三条中「第三十一条」を「第三十二条」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十二条中「第二十八条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同条を第三十三条とし、第三十二条を第三十二条とする。

第三十条中「第二十八条第五項」を「第二十九条第五項」に改め、同条第二号中「第二十八条第三項各号」を「第二十九条第三項各号」に改め、同条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とする。
第二十八条第一項中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十五条第一号」を「第三十六条第一号」に、「海面」を「海域」に改め、同条を第二十九条とする。

第四章を第六章とする。

第二十七条第一項中「みだりに次の各号に」を「、みだりに次に」に改め、同項第一号中「おこさせる」を「起こさせる」に改め、同項第二号中「けんお」を「嫌悪」に、「客引し」を「客引きをし」に改め、同条第三項中「第二十五条第五項」を「第二十六条第五項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十六条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十五条の見出し中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同条第一項中「第十三条第四項又は第十四条第三項第六号」を「第十四条第四項又は第十五条第三項第六号」に改め、同条第二項中「第十三条第四項、」を「第十四条第四項、」に、「第十四条第三項第六号」を「第十五条第三項第六号」に、「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ、第十三条第四項各号」を「立ち入り、第十四条第四項各号」に、同条第三項中「第二十三条第二項」を「第二十

四条第二項」に、「又は」を「、又は」に改め、同条第四項中「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に、「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ、第二十三条第一項各号」を「立ち入り、第二十四条第一項各号」に改め、同条第五項中「に規定する」を「の規定による立入検査又は立入調査をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十六条とする。

6 第一項から第四項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十四条第一項中「第十三条第四項若しくは第十四条第三項の規定又は第二十二条」を「第十四条第四項若しくは第十五条第三項の規定又は第二十三条」に、「付せられた」を「付された」に改め、同条第四項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条第一項中「次の各号に」を「、次に」に、「海面」を「海域」に改め、同項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同項第五号中「海面」を「海域」に改め、同条第二項中「、した者」を「した者」に、「若しくは」を「、若しくは」に改め、同条第七項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第三号中「、その他の」を「その他の」に改め、同項第四号中「又は」を「、又は」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二条中「第十三条第四項及び第十四条第三項第六号」を「第十四条第四項及び第十五条第三項第六号」に改め、「自然公園」の下に「の風致又は景観」を加え、「条件」を「、条件」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十一条第一項中「第十五条」を「第十六条」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十条第一項中「第十五条」を「第十六条」に改め、同条第二項中「第六条第三項各号」を「第十七条第三項各号」に改め、「自然公園」の下に「の風致又は景観」を「第十九条」に改め、同条第四項中「第十六条第五項」を「第十七条第五項」に改め、同条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条第六項中「第二十条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条第二項中「第二十条」を「この条から第二十一条」に改め、同条第三項第四号中「第二十条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条を第十六

七条とし、第十五条を第十六条とする。

第十四条第三項ただし書中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「第六十六条第二項」を「第七十九条第二項」に、「第五十六条第一項後段」を「第六十八条第一項後段」に、「第五十六条第三項」を「第六十八条第三項」に改め、同項第四号中「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「必要と認められる場合においては」を削り、「海面」を「海域」に改め、同条第二項中「、その」を「その」に改め、同条第三項中「指定解除」を「指定の解除」に改め、同条第四項ただし書中「当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為（第五号に掲げる行為を除く。）若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為若しくは第七号に規定する物が指定された際に着手して、既に着手していた同号に掲げる行為又は」を削り、同項第十一号中「（以下この号において「指定動物」という。）」を削り、「指定動物」を「当該動物」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

第十三条第九項中「を植栽し、又は家畜を放牧しよう」を「の植栽又は家畜の放牧をしよう」に、「あらかじめ知事に」を「、あらかじめ、知事に」に改め、同条第十項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第三号中「、その他」を「その他」に、「もの。」を「もの」に改め、同条を第十四条とする。

第三章を第五章とする。

第十二条中「、公園事業」を「公園事業」に、「、道路法」を「道路法」に、「又は、」を「又は」に、「事業については」を「その他の事業については、」に改め、同条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条の次に次の章名及び一条を加える。

第四章 公園事業

（公園事業の決定）

第九条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

- 2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。
- 3 前二項の規定は、公園事業の廃止又は変更について準用する。

附 則

この条例は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）の施行の日から施行する。

参考資料

佐賀県立自然公園条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
第一章 略	第一章 略
第二章 指定（第五条・第六条）	第二章 指定、公園計画及び公園事業（第五条・第十二条）
第三章 公園計画（第七条・第八条）	第三章 保護及び利用（第十三条・第二十一条）
第四章 公園事業（第九条・第十三条）	第四章 風景地保護協定（第二十九条・第三十四条）
第五章 保護及び利用（第十四条・第二十一条）	第五章 公園管理団体（第三十五条・第四十条）
第六章 風景地保護協定（第二十九条・第三十四条）	第六章 雜則（第四十一条・第四十二条）
第七章 公園管理団体（第三十五条・第四十条）	第七章 罰則（第四十三条・第四十九条）
第八章 雜則（第四十一条・第四十二条）	附則
第九章 罰則（第四十三条・第四十九条）	
附則	
第二章 指定	第二章 指定、公園計画及び公園事業
第三章 公園計画	第三章 公園計画及び公園事業の決定
（公園計画の決定）	（公園計画の決定）
第七条 略	第七条 略
（公園計画及び公園事業の決定）	（公園計画及び公園事業の決定）
第七条 略	第七条 略
2 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。	2 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。
（公園計画の廃止又は変更）	（公園計画及び公園事業の廃止及び変更）
第八条 略	第八条 略
2 前条第二項の規定は、公園計画の廃止又は変更について準用する。	2 知事は、公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聽かなければならぬ。
（公園計画及び公園事業の廃止及び変更）	（公園計画及び公園事業の廃止及び変更）
第八条 略	第八条 略
2 知事は、公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聽かなければならぬ。	2 知事は、公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聽かなければならぬ。
3 前条第三項の規定は公園計画及び公園事業の廃止及び変更について準用する。	3 前条第三項の規定は公園計画及び公園事業の廃止及び変更について準用する。
第四章 公園事業	

	改 正 後		改 正 前
(公園事業の決定)			
第九条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。			
2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。			
3 前二項の規定は、公園事業の廃止又は変更について準用する。			
第十条～第十二条 略			
(適用除外)			
第十三条 前三条の規定は公園事業のうち国の機関の行う事業について、前二条の規定は道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関する別段の規定があるその他の事業については、適用しない。			
第五章 保護及び利用			
(特別地域)			
第十四条 知事は、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海面を除く。）内に特別地域を指定することができます。			
2 知事は、特別地域の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。			
3 第五条第二項及び第三項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。			
4 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはな			
(適用除外)			
第十二条 前三条の規定は、公園事業のうち国の機関の行う事業について、前二条の規定は、道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）による道路に係る事業及び他の法律又は、条例にその執行に要する費用に関する別段の規定がある事業については適用しない。			
第三章 保護及び利用			
(特別地域)			
第十三条 知事は、自然公園の風致を維持するため必要と認められる場合においては、公園計画に基づいて、その区域（海面を除く。）内に特別地域を指定することができます。			
2 知事は、特別地域の指定又は、その区域の拡張をしようとするときは、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。			
3 第五条第二項及び第三項の規定は、特別地域の指定及び指定解除並びにその区域の変更について準用する。			
4 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはな			

	改 正 後	改 正 前
10	らない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。	7 特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
11	十一 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。	十一 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの（以下この号において「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
12	一一〇十五 略	一一〇十五 略
13	5・6 略	5・6 略
14	7 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時ににおいて既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。	9 特別地域内において、木竹の植栽又は家畜の放牧をしようとする者は、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。
15	9 8 略	9 8 略
16	二 第二十九条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一	二 第二十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一
17	一 略	一 略

	改 正 後	改 正 前
号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの	号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの	号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、知事が定めるもの	三 通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為であつて、知事が定めるもの。	三 通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為であつて、知事が定めるもの。
(利用調整地区)	(利用調整地区)	(利用調整地区)
第十五条规定	第十四条规定	第十五条规定
2 略	2 略	2 略
3 何人も、知事が定める期間内は、次条第一項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。	3 何人も、知事が定める期間内は、次条第一項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。	3 何人も、知事が定める期間内は、次条第一項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
一 前条第四項の許可を受けた行為（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号。以下「法」という。）第七十九条第二項においてその例によることとされる法第六十八条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又は前条第七項若しくは第九項の届出をした行為（法第七十九条第二項においてその例によることとされる法第六十八条第三項の規定による通知に係る行為を含む。）を行うために立ち入る場合	一 前条第四項の許可を受けた行為（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号。以下「法」という。）第六十六条第二項においてその例によることとされる法第五十六条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又は前条第七項若しくは第九項の届出をした行為（法第六十六条第二項においてその例によることとされる法第五十六条第三項の規定による通知に係る行為を含む。）を行うために立ち入る場合	一 前条第四項の許可を受けた行為（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号。以下「法」という。）第六十六条第二項においてその例によることとされる法第五十六条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又は前条第七項若しくは第九項の届出をした行為（法第六十六条第二項においてその例によることとされる法第五十六条第三項の規定による通知に係る行為を含む。）を行うために立ち入る場合
二・三 略	二・三 略	二・三 略
四 第二十九条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合	四 第二十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合	四 第二十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合
五・六 略	五・六 略	五・六 略
(指定認定機関)	(指定認定機関)	(指定認定機関)
第十六条规定	第十五条规定	第十五条规定

	改 正 後		改 正 前
第十七条 略			第十六条 略
2 指定認定機関の指定（以下この条から第二十一条までにおいて単に「指定」という。）は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。		2 指定認定機関の指定（以下第二十条までにおいて単に「指定」という。）は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。	
3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。		3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。	
一～三 略		一～三 略	
四 第二十一条第二項又は第三項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者		四 第二十条第二項又は第三項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者	
五 略		五 略	
4～6 略		4～6 略	
第十八条 略		第十七条 略	
(指定認定機関の遵守事項)		(指定認定機関の遵守事項)	
第十九条 略		第十八条 略	
2～5 略		2～5 略	
6 知事が前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関が第四項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が第二十一条第二項若しくは第三項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、規則で定める。		6 知事が前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関が第四項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が第二十条第二項若しくは第三項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、規則で定める。	
第二十条 略		第十九条 略	
(指定認定機関に対する監督命令等)		(指定認定機関に対する監督命令等)	
第二十一条 知事は、第十六条から次条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。		第二十条 知事は、第十五条から次条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。	
2 知事は、指定認定機関が第十七条第三項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当す		2 知事は、指定認定機関が第十六条第三項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当す	

	改 正 後	改 正 前
	<p>るに至つたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>3 知事は、指定認定機関が第十九条の規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第一項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確實に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。</p> <p>4 第十七条第五項の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。</p>	<p>るに至つたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>3 知事は、指定認定機関が第十八条の規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第一項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確實に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。</p> <p>4 第十六条第五項の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。</p>
	（報告徴収及び立入検査）	（報告徴収及び立入検査）
	<p>第二十二条 知事は、第十六条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>第二十二条 知事は、第十五条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 略</p>
	（条件）	（条件）
	<p>第二十三条 第十四条第四項及び第十五条第三項第六号の許可には、自然公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。</p>	<p>第二十三条 第十三条第四項及び第十四条第三項第六号の許可には、自然公園を保護するために必要な限度において条件を付することができる。</p>
	（普通地域）	（普通地域）
	<p>第二十四条 自然公園の区域のうち、特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市町長（二以上の市町域にまたがる行為にあつては、知事。以下同じ。）に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定期その他の規則で定める事項を届け出なけれ</p>	<p>第二十三条 自然公園の区域のうち、特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市町長（二以上の市町の区域にまたがる行為にあつては、知事。以下同じ。）に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定期その他の規則で定める事項を届け出</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ばならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。</p> <p>一 その規模が知事が定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が知事が定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）</p> <p>二～四 略</p> <p>五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海域内においてする場合を除く。）</p> <p>六 略</p> <p>2 市町長は、自然公園の風景を保護するためには必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対し、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 次に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は適用しない。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二十九条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの</p> <p>三 通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為であつて、知事が定めるもの</p> <p>四 自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為</p> <p>五 略</p> <p>（中止命令等）</p>	<p>なければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。</p> <p>一 その規模が知事が定める基準をこえる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が知事が定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）</p> <p>二～四 略</p> <p>五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海面内においてする場合を除く。）</p> <p>六 略</p> <p>2 市町長は、自然公園の風景を保護するためには必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又は、した者に対し、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は適用しない。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの</p> <p>三 通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為であつて、知事が定めるもの</p> <p>四 自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為</p> <p>五 略</p> <p>（中止命令等）</p>

	改 正 後	改 正 前
第二十五条 知事は、自然公園の保護のため に必要があると認めるときは、第十四条第 四項若しくは第十五条第三項の規定又は第 二十三条の規定により許可に付された条件 に違反した者に対して、その保護のために 必要な限度において、その行為の中止を命 じ、又はこれらの者若しくはこれらの者か ら当該土地、建築物その他の工作物若しく は物件についての権利を承継した者に対し て、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、 若しくは原状回復が著しく困難である場合 に、これに代わるべき必要な措置を執るべ き旨を命ずることができる。	第二十五条 知事は、自然公園の保護のため に必要があると認めるときは、第十三条第 四項若しくは第十四条第三項の規定又は第 二十二条の規定により許可に付せられた条 件に違反した者に対して、その保護のために 必要な限度において、その行為の中止を命 じ、又はこれらの者若しくはこれらの者か ら当該土地、建築物その他の工作物若しく は物件についての権利を承継した者に対し て、相当の期限を定めて、原状回復を命 じ、若しくは原状回復が著しく困難である 場合に、これに代わるべき必要な措置を執 るべき旨を命ずることができる。	
2・3 略	2・3 略	
4 前項の規定により原状回復等を行おうと する者は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者に提示しなければならない。	4 前項の規定により原状回復等を行おうと する者は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者の請求があるときは、これを提示し なければならない。	
(報告徴収及び立入検査)	(報告の徴収及び立入検査)	
第二十六条 知事は、自然公園の保護のため に必要があると認めるときは、第十四条第 四項又は第十五条第三項第六号の規定によ る許可を受けた者に対して、当該行為の実 施状況その他必要な事項について報告を求 めることができる。	第二十五条 知事は、自然公園の保護のため に必要があると認めるときは、第十三条第 四項又は第十四条第三項第六号の規定によ る許可を受けた者に対して、当該行為の実 施状況その他必要な事項について報告を求 めることができる。	
2 知事は、第十四条第四項、第十五条第三 項第六号又は前条第一項の規定による処分 をするために必要があると認めるときは、 その必要な限度において、その職員に、自 然公園の区域内の土地若しくは建物内に立 ち入り、第十四条第四項各号若しくは第十 五条第三項第六号に掲げる行為の実施状況 を検査させ、又はこれらの行為の風景に及 ぼす影響を調査させることができる。	2 知事は、第十三条第四項、第十四条第三 項第六号又は前条第一項の規定による処分 をするために必要があると認めるときは、 その必要な限度において、当該職員をして、 自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立 ち入りらせ、第十三条第四項各号若しくは 第十四条第三項第六号に掲げる行為の実施 状況を検査させ、又はこれらの行為の風景 に及ぼす影響を調査させることができる。	
3 市町長は、自然公園の保護のために必要 があると認めるときは、第二十四条第二項	3 市町長は、自然公園の保護のために必要 があると認めるときは、第二十三条第二項	

改 正 後	改 正 前
<p>の規定により行為を制限され、又は必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>4 市町長は、第二十四条第二項又は前条第二項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、<u>その職員に</u>、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十四条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。</p> <p>5 第二項及び前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、<u>関係者に</u>提示しなければならない。</p> <p>6 第一項から第四項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>の規定により行為を制限され又は必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>4 市町長は、第二十三条第二項又は前条第二項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、<u>当該職員をして</u>、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、第二十三条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。</p> <p>5 第二項及び前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、<u>関係者の請求があるときは</u>、これを提示しなければならない。</p>
<p>（集団施設地区）</p> <p>第二十七条 知事は、自然公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を指定するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>（集団施設地区）</p> <p>第二十六条 知事は、自然公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基いて、その区域内に集団施設地区を指定するものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>（利用のための規制）</p> <p>第二十八条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。 二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、 	<p>（利用のための規制）</p> <p>第二十七条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人もみだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念をおこさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。 二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、

	改 正 後	改 正 前
3 2 略	<p>休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。</p>	<p>休憩所等をほしいままに占拠し、けんおの情を催させるような仕方で客引きし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。</p>
3 2 略	<p>第二十六条第五項の規定は、前項に規定する職員について準用する。</p>	<p>第二十五条第五項の規定は、前項に規定する職員について準用する。</p>
第六章 風景地保護協定	第四章 風景地保護協定	
	(風景地保護協定の締結等)	(風景地保護協定の締結等)
第三十一条 略	<p>第二十九条 知事若しくは市町又は第三十五条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十六条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域（海域を除く。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。</p>	<p>第二十九条 知事若しくは市町又は第三十四条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十五条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域（海面を除く。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。</p>
2 5 略	2 5 略	2 5 略
第三十条 略	(風景地保護協定の認可)	(風景地保護協定の認可)
第三十一条 略	<p>第三十一条 知事は、第二十九条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。</p>	<p>第三十条 知事は、第二十八条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならぬ。</p>

	改正後	改正前
一 略	一 略	
二 風景地保護協定の内容が、第二十九条 第三項各号に掲げる基準に適合するもの であること。	二 風景地保護協定の内容が、第二十八条 第三項各号に掲げる基準に適合するもの であること。	
第三十二条 略	第三十二条 略	
(風景地保護協定の変更)	(風景地保護協定の変更)	
第三十三条 第二十九条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。	第三十三条 第二十九条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。	
(風景地保護協定の効力)	(風景地保護協定の効力)	
第三十四条 第三十二条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。	第三十四条 第三十二条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。	
第七章 公園管理団体	第五章 公園管理団体	
第三十五条～第四十条 略	第三十四条～第三十九条 略	
(実地調査)	(実地調査)	
第四十一条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。	第四十条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。	
ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定め	ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定	

	改正後	改正前
	るところによる。	定の定めるところによる。
2	知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。	2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者、この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者に、その旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。
3	第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。	3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。
4	第二十六条第五項の規定は、第一項に規定する職員について準用する。	4 第二十六条第五項の規定は第一項に規定する職員について準用する。
5	土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。	5 土地の所有者若しくは、占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は正当な理由がない限り第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。
	（損失の補償）	（損失の補償）
第四十二条	県は、第十四条第四項の許可を得ることができることができないため、第二十三条の規定により許可に条件を付されたため、又は第二十四条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。	第四十一条 県は第十三条第四項の許可を得ることができないため、第二十二条の規定により許可に条件を付せられたため、又は第二十三条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償する。
2	県は、自然公園の指定、公園計画若しくは公園事業の決定又は県が行う公園事業の執行に關し、前条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対しても、通常生ずべき損失を補償する。	2 県は自然公園の指定公園計画若しくは公園事業の決定又は県が行う公園事業の執行に關し、前条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償する。
3・4	略	3・4 略
	第九章 罰則	第七章 罰則
第四十三条	第二十五条第一項又は第二項の	第四十二条 第二十四条第一項又は第二項の

改 正 後	改 正 前
<p>規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第十四条第四項又は第十五条第三項の規定に違反した者 二 偽りその他不正の手段により第十六条第一項の認定を受けた者 三 第二十三条の規定により許可に付された条件に違反した者 	<p>規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第十三条第四項又は第十四条第三項の規定に違反した者 二 偽りその他不正の手段により第十五条第一項の認定を受けた者 三 第二十二条の規定により許可に付せられた条件に違反した者
<p>第四十五条 第二十条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十六条 第二十四条第二項又は第三十八条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 偽りその他不正の手段により第十六条第五項の立入認定証の再交付を受けた者 二 第十九条第四項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した者 三 第二十二条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 四 第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 五 第二十四条第五項の規定に違反した者 六 第二十六条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした 	<p>第四十四条 第十九条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十五条 第二十三条第二項又は第三十七条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 偽りその他不正の手段により第十五条第五項の立入認定証の再交付を受けた者 二 第十八条第四項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した者 三 第二十二条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 四 第二十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 五 第二十三条第五項の規定に違反した者 六 第二十五条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした

改 正 後	改 正 前
七 第二十六条第二項又は第四項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者	七 第二十五条第二項又は第四項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
八 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十八条第一項第一号に掲げる行為をした者	八 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十七条第一項第一号に掲げる行為をした者
九 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十八条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者	九 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十七条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者
十 第四十二条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者	十 第四十一条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者
第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十三条、第四十四条、第四十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十二条、第四十三条、第四十五条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
第四十九条 第十六条第六項の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入つた者は、五万円以下の過料に処する。	第四十八条 第十五条第六項の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入つた者は、五万円以下の過料に処する。